

## 令和6年第7回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年7月4日（木）13時29分から14時10分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員（19名）

|        |            |           |           |  |
|--------|------------|-----------|-----------|--|
| 会長     | 19番 原 心一   |           |           |  |
| 会長職務代理 | 3番 小松 和啓   | 2番 山崎 彰   |           |  |
| 委員     | 1番 山内 茂    | 4番 藤原 新市  | 5番 堤 昭雄   |  |
|        | 6番 竹村 純吉   | 7番 三谷 富重  | 8番 西村 広幸  |  |
|        | 9番 三木 克司   | 10番 岡本 博臣 | 11番 竹平 豊久 |  |
|        | 12番 西岡 久   | 13番 森田 良彦 | 14番 上島 陽子 |  |
|        | 15番 五百蔵 純太 | 16番 門脇 義人 | 17番 岡田 修一 |  |
|        | 18番 宗石 大輔  |           |           |  |

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 第3号 | 非農地証明願いについて          |
| 第4号 | 農地法第18条第6項解約通知報告について |
| 第5号 | 香美市農用地利用集積計画について（諮問） |
| 第6号 | 買受適格証明について           |
| 第7号 | 香美市農業振興地域整備計画の変更について |
| 第8号 | その他の件                |

6. 農業委員会事務局職員

|       |       |
|-------|-------|
| 事務局長  | 和田 雅充 |
| 事務局次長 | 岡村 昭彦 |
| 事務局主幹 | 高月 陽生 |
| 農地班長  | 恒石 政志 |
| 農地係長  | 沖 好子  |

7. 会議の概要

|     |                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>開会（13時29分）</p> <p>それでは、ただ今から令和6年第7回の農業委員会総会を開催致します。</p> <p>香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっていますので、議長を会長にお願いします。</p>                                                                                        |
| 議長  | <p>皆さんこんにちは。先月は欠席をさせていただき誠に申し訳ありませんでした。実はですね、5月の26日にコンクリの田んぼの排水、そこで足を滑らしまして、大腿骨骨折ということですね、入院加療中でしたが、無事帰って来ております。そういうことで今日は出席をさせていただきました。これから先、いろいろ、歳も歳ですので気をつけなあいかんということは重々わかってますけれども、本当にちょっとしたことで骨折ということは、私ももう</p> |

左足は骨折1回、アキレス腱1回、今度は大腿骨骨折ですね、3回目ですが、20年前にアキレス腱を切った時に松葉杖で歩くのですね、そんなに苦労もしませんでしたけれども、その時はギブスをはめてましたので少々くらいでもどうってことなかったんですが、今回20年経ちますとすっかり様変わりしてですね、本当にようよう歩きよります。これから先は気をつけなあいかんてことは十分わかりましたので、皆さん方も十分注意をしていただいでですね、また大変暑い日になってます。熱中症でスマホにもですね、常に熱中症注意報いうのが出てきて皆さん方にも連絡がいきゆうと思いますけれども、十分にお体に注意をしていただきたいと思います。

今日はですね、前回と言いますか、行政連絡会というのがあってですね、皆さん方の部落長さんとかいろいろされゆう人はその会に出席をしちよったかもわかりませんが、今までに無いような議題が出てきてですね、増加をする、農地の放棄地について、耕作放棄地についてってということで、質問が出てですね、うちの和田局長、また農林課の方からも答弁が出ておりましたので、また帰って見ていただきたいと、皆さん方のところに届いちゃうと思いますので、見ていただきたいと思います。この問題についてはですね、深刻化するわけですが、なかなか解決策っていうのは難しいと思います。比較的広い農地であればですね、買ってくれる、借りてくれる人もおるかもわかりませんが、なかなか中山間の小さい土地についてはですね、作ってくれる人がいない、それから前々月、先々月あたりの時にですね、岡田君から農地中間管理機構が借り上げた分を返したという例がありまして、その時に質問が出たんで、私もその後農業公社との話し合いをすることがありましたので聞きましたら、やっぱりその耕作不便なところについては借り手が無いところについては返すと、ほんでまあ、再度探すは探すけれども一旦は返すということになっちゃうらしいです。そんな土地については公社が扱ってくれんなったらですね、もう近隣の農業をしゆう人にその分も作って下さいと言ってもちよつと無理がありやあせんかえという話です。けれども公社としては一旦公社が借り受けって言いますか、その借り先を探して借ってくれちよつても、借ってくれちよつた人が、耕作に非常に不便があるき、お返しをするということになるとですね、返されるということらしいです。まあそこら点、そんな点を報告しておきたいと思います。

それでは順次議題に入ってですね、議案を進めていきたいと思いますのでよろしくお願いを致します。

議案の差し替えについてはですね、先程話がありましたのでよろしくお願いを致します。

本日の議事録署名人につきましては、小松委員、藤原委員にお願いしますのでよろしくお願いをしたいと思います。

なお、欠席者はありません。

それでは議案書に沿いまして議案を進めていきたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです、案件は8件となっており、事前にお配りしている調査書のとおりです。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町佐野の農地26筆で合計面積13,978.79㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町清爪の農地で面積363㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町根須の農地で面積703㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町蓮生野の農地で、面積は185㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町有瀬の農地2筆で、合計面積は404㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町久保和久保の農地5筆で、合計面積は847㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は6です。

7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町久保和久保の農地3筆で、合計面積は507㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は7です。

8番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は物部町山崎の農地で、面積は290㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は8です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 説明が終わりましたので、議案第1号につきまして質疑を行いたいと思いますが、皆さん方からご質問ありませんかね。

はい、藤原さん。

委員(4番) あの申請番号1のところの、私の管轄のところなので、これは所有権移転贈与になっておりまして、かなりこの[ ]さんが持っている土地の大部分になります。全部ではないですけどね。かなり全部になってますので、この人の性格からいってどういうことじゃろうと私も気になりまして、その背景何ですけど、背景の方も聞きされてますか。

事務局 ちらっと、まあ、行政書士さんが入ってまして、要はもうこの自分が持っている農地、利用権設定しているのは今回除けてます。譲りたいということで、あんまり、まあ、今回申請書には書いてないんですけど、息子さんがちょっといろいろあって息子さんには譲りたくないっていうことで、手前にちゃんと安心できる方に譲りたいということで今度[ ]さんという方に譲る言うことでは話を聞いてます。

委員(4番) 一応私も不思議なので勝手に確認を取ってみたんですけど、今言われたように本人が体を脳梗塞を何回か繰り返してて自分で耕作が出来ないようになったということが1番大きいんですけど、それでこの方に懇意にしてる方なのでもう無償で寄付するみたいな感じにしたようです。どうも養子さんの方ともちょっと上手くいってないっていうのも聞いております。まあやむを得ないのかなというところで、内容については特にいうところ異議は無いんですけど。

議長 この贈与を受ける人の[ ]さんっていう人は全然親族間とかじゃないが。

事務局 ではないです。

議長 ない、はい。

委員(4番) お寺さんのようです。

議長 えっ。

委員(4番) お寺さん。

事務局 僧侶。

議長 あー、お寺さん。

けど、僧侶はどこでしゅうが。

|        |                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局    | 市内。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長     | 高知市内。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局    | 高知市内。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 委員（４番） | 耕作される方はうんと若い。若い。20歳代の。                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長     | この■■■さんという人                                                                                                                                                                                                                             |
| 委員（４番） | そう。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長     | その僧侶をしゅう人とは直接は違うか。                                                                                                                                                                                                                      |
| 委員（４番） | お寺さんだっけ言いながら、ほんで実際に作業してくれる人は若い人だっけ<br>いうことは聞いてます。                                                                                                                                                                                       |
| 議長     | あー、そういうことか。                                                                                                                                                                                                                             |
| 委員（４番） | あまり、プライベートなのでね、聞きづらくってね。                                                                                                                                                                                                                |
| 議長     | そういうことね。<br>私もこのほら写真資料を見せていただいた中できれいに耕作されゆうところ<br>はいいけれども、耕作されてないところがあるがやきよ、そういうところが、<br>昔、昔言われんろうけんど、前はですね、こういう土地については3条で売買<br>されても、やっぱりこれから先、耕作計画というか、この荒れちゅう農地を何<br>月頃に草を刈ってこうして耕作をしますよっていう計画表が出てきよったけ<br>れども、それは付いちゅうろうかね。          |
| 事務局    | 付いてます、はい。                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長     | 前は確かこれへ載せてくれよったと思うたきよ、ほらすっと見たらわかった<br>けんど、最近はこの載ってませんので、私も入院しちゅう時には用事が無い<br>ので、いろいろこれ見て、質問をしてありましたけれども、耕作計画はちゃん<br>と文章化的に出来ちゅうということでしたので、それやったら次の会からはで<br>すね、こういう案件については載せてもろうちよったら非常にありがたいかな<br>と思ってます。よろしく願いをしたいと思います。<br>他に何かありませんか。 |
|        | ———質疑なし———                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長     | 格段無いようでしたら、採決に入りたいと思いますが、構いませんかね。                                                                                                                                                                                                       |
|        | ———異議なし———                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長     | はい、それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、賛<br>成の方の挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                    |
|        | —————全員挙手—————                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長     | はい、全員賛成です。有難うございました。                                                                                                                                                                                                                    |

続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町韭生野字マツドヲ1125番、地目は畑、面積は471㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は駐車場、転用事由は議案書のとおり。資料は9、農地区分はその他2種農地、調査員は小松委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他2種農地になります。以上です。

議長

はい、有難うございました。すいません、調査員の小松さんより報告をお願いします。

委員(3番)

資料の5ページの方を開けて下さい。これまあNHKの関係で。

事務局

資料は9ですね。

委員(3番)

はい、そうです。こっこの図面の方は9です。場所からいきますと、現在アンパンマンミュージアムの山手の方南側になります。隣には川上様の前を通っております。川上谷川っていう川がありますが、その川へ沿った農地です。文面に書いてあるようにアンパンマンのテレビの関係で駐車場を増やすということですが、この土地については資料9の3番を見て下さい。事業計画書っていうのがありますが、面積は4反7畝位。7番に転用に係る費用の明細が載っておりますが、土地の取得としたものが0になっております。それが香北町から高知の方へ出て行った方の寄付によるものです。そういうことでタダで寄付されております。比較的には現在、図面を見ていただいたらわかるように梅の木がちょっと植わっておりますが、あまり管理されてたような状況じゃございません。別に何も問題無いと思います。以上です。

議長

はい、有難うございました。それでは議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請ですが、皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。

— 質 疑 な し —

議長

格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長

はい、それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について賛成の方の挙手をお願いします。

— 全 員 挙 手 —

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。  
それでは続きまして第3号議案非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局

議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。

|                    |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    |   | <p>1 番、申請地は土佐山田町角茂谷字下ヨコダキ 1974 番、地目は畑、面積は 46 m<sup>2</sup>、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は中西推進委員で資料は 10 です。</p> <p>2 番、申請地は土佐山田町楠目字西法寺 1218 番、地目は畑、面積は 42 m<sup>2</sup>、利用状況は雑種地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は堤委員で資料は 11 です。</p> <p>3 番、申請地は土佐山田町楠目字西法寺 1220 番、地目は畑、面積は 611 m<sup>2</sup>、他 1 筆、合計面積、997 m<sup>2</sup>、利用状況は雑種地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は堤委員で資料は 12 です。</p> <p>4 番、申請地は香北町目ノ御子字篠部ノ首 1123 番、地目は畑、面積は 476 m<sup>2</sup>、他 2 筆、合計面積 604 m<sup>2</sup>、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は三谷委員で資料は 13 です。</p> <p>5 番、申請地は物部町久保高井字冬谷 251 番、地目は畑、面積は 1,163 m<sup>2</sup>、他 4 筆、合計面積 3,422 m<sup>2</sup>、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は竹平委員で資料は 14 です。以上です。</p> |
| 議                  | 長 | はい、説明が終わりましたので補足説明を 1 番中西推進委員よりお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 推 進 委 員<br>( 9 番 ) |   | 資料の 10 を見て下さい。場所は国道 32 号線から西又の方へ 2 キロ位入ったところ。資料 10-2 のように既に山林になって、大きい木は直径 40 cm くらいになってます。山林でしてやっていただいていいんじゃないかと思いません。以上です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議                  | 長 | はい、それでは続きまして 2 番 3 番を堤委員からお願いをします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 委員 (5 番)           |   | 資料 11 をお願いします。ここは今オートヨ縫製工場があった、前の楠目小学校の跡地から北へ 100m 位行ったところ。それで 11-1 がこれ道を付けたその脇が残ったところでちょっと傾斜になって木がちょっと植わった後がありますけど、こことそれと 3 番の、資料 12 をご覧下さい。その 11 の資料から上へ上がったところになります。ここも何年か前に倉庫みたいに建っていた建物を壊した跡になって基礎というかメントが残っておったり、いろんなものが残っております。もう農地としては使用できるような状況ではありません。それと北側の農地については、耕作しておる農地については同意をいただいておりますということで問題無いと思います。以上です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議                  | 長 | はい、続きまして 4 番を三谷委員さん、お願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 委員 (7 番)           |   | 資料 13 を見て下さい。住民の方と一緒に見に行きましたけれども、①の方は結局畑があったというようなかっこうでない、全部雑木林になってる、境もわからんき、周り全部雑木林で問題無し、③と④の方は道がずっと歩いて行く道はあって周りも全部植林であります。他に何も問題は無いと思います。以上です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議                  | 長 | はい、有難うございました。続きまして 5 番、竹平委員お願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 委員 (7 番)           |   | はい、資料 14-1 と 14-2 を見て下さい。場所は先月報告致しました久保堂の岡地区との並びにある久保上久保という地区で大栃から約 11 キロのところにありまして資料 14-1 のように対象地は 2 ケ所ありまして、204-1 を含む 4 筆は県道の北を流れておる土佐生野川の対岸の上の方にあり、資料 14-2 の 1 は①の写真の通り、植林が茂って山林化をしております。またもう 1 ケ所の 251 番は県道の上の方にありまして資料 14-2 の②の写真の通り山林化しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

す。2ヶ所とも集落からかなり遠方であるため対象地が見通せるところで、現地確認というか現認を致しました。現状から見て問題は無いというふうに思います。以上です。

議長 はい、有難うございました。それでは議案第3号の非農地証明願いについての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので、採決に入りますが、構いませんか。

——異議なし——

事務局 はい、それでは、議案第3号の非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
それでは引き続きまして議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。

事務局 報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告についてです。  
報告案件は1件となっていますのでよろしくお願いいたします。  
1番、申請地は土佐山田町須江の農地2筆で合計面積 2,148 m<sup>2</sup>、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。

議長 はい、説明が終わりましたので、議案第4号について質疑を行いたいと思いますが、何かありませんかね。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。  
それでは続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります、説明をお願いします。

事務局 はい、議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理事業になります。

1番、香北町五百蔵の農地、1,611 m<sup>2</sup>を[ ]の[ ]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[ ]の[ ]が借り受け、生姜、ネギを栽培します。資料は15です。

2番、香北町永野の農地2筆、合計1,490 m<sup>2</sup>を[ ]の[ ]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、1番と同じ[ ]が借り受け、柚子を栽培します。資料は16です。

続いて、通常の貸借権になります。

3番、土佐山田町須江の農地2筆、合計2,148 m<sup>2</sup>を[ ]の[ ]さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は17です。

4番、土佐山田町の農地、2,970 m<sup>2</sup>を3番と同じ[ ]さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は18です。

5番、土佐山田町の農地4筆、合計4,438 m<sup>2</sup>を[ ]の[ ]さんが借り

受け、青ネギを栽培します。資料は19です。

6番、土佐山田町小田島の農地、1,586㎡を[ ]の[ ]さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は20です。

7番、土佐山田町小田島の農地、3,780㎡を6番と同じ[ ]さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は21です。

8番、香北町五百蔵の農地、1,452㎡を[ ]の[ ]さんが借り受け、大葉を栽培します。資料は22です。以上です。

議 長 はい、以上、議案第5号の香美市農用地利用集積計画についての説明がありました。ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かございませんかね。  
3番については、千頭さんの土地についてはすぐに借りれる人がおったということで、空き時間が無くてですね、期間が無くてそのまま借りられる人がおったというふうになってます。こういうふうに上手くいけば非常にいいですけれど、なかなかこうはいかんと思いますけれど。借りてくれる人があったということは大変良かったというふうに思います。何か皆さん方でご質問ありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段無いようでしたら採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、それでは議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、賛成の方は挙手をお願いをします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
それでは続きまして議案第6号買受適格証明についてお願いをします。

事 務 局 はい、第6号議案 農地法第3条買受適格証明について提案させていただきます。

本日配布の議案書をご確認ください。

本案件は、農地法第3条第1項の適用を受ける土地の競売に参加する者が、入札に参加する要件として、競落人となった際に買受適格証明を裁判所に提出する必要があるため、競売物件のある農業委員会が権限庁となり、証明を行うこととなります。

今回の証明願については、後に3条申請が控えていますので、本案件の審査を要しています。

1番、競売に伴う所有権移転売買、申請地は香美市香北町谷相にある農地2筆で面積は合計399㎡、渡し手である土地名義人及び受け手である証明の出願人は議案書のとおり、買受理由は公売、取得理由は柚子の栽培、資料は23、なお、受け手は高知市で農地を所有していますが、高知市への耕作状況の照会を行い、いずれも耕作不立地のため、経営農地はありませんが、買受適格者であると判断されます。以上です。

議 長 はい、有難うございました。議案第6号の買受適格証明書の発行についてですが、これについてご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

今はけんど4反とかいうくくりがないによね、必要じゃないじゃないろうか



と思うけど、前は4反以上の耕作をしちゅうという証明書が必要だったので。今はこれでもいりますか。裁判所は。

事務局 それは特に下限面積の話は無いので、委員会の方でOKになったらもう特に。

議長 下限面積は言わんということやね

事務局 そうです。

議長 けど、新たに仮に農業を始めるという人やったらうちの証明が必要になるかね、私らあが決議をする必要性が無いと思うけど、勝手にいきやって言うたらそれで構んろうけどね。一応今回も出てきてますし、問題が無いと思いますので、すいません、第6号の採決に入りますけど、構いませんか。

——異議なし——

議長 はい、それでは、議案第6号買受適格証明についての賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして、今日の追加になっちゅうと思いますが、議案第7号香美市農業振興地域整備計画の変更についての諮問ですが、説明をお願いします。

事務局 議案第7号 香美市農業振興地域整備計画の変更について説明をします。急遽会へ諮るようになりましたが、1枚の写真資料24番を見ていただいて、議案書は最後になりますが、ページ数がふられてませんが、最後のところになります。

1番、農地については香北町五百蔵字古川1881番1、面積は928㎡。申請地上のトレーラーハウス等は今年1月頃から土地所有者が手続きなく設置しており、土地についても造成しておりますが、本来農振除外を経て4条転用申請すべきところですが、申請者への指導を行った上で、是正指導に従うということになりましたので、手続きを行っているということで、まずは農振の除外の諮問を行うということで今回に諮らせていただいております。ここで諮問で除外の手続きを、県も協議が必要ですが、終わった上で後には4条の転用申請を行う計画であります。以上です。

議長 はい、説明がありましたけれども、皆さん方が十分に理解できんかもわかりませんが、何かご質問があれば受けたいと思いますけど、ありませんかね。

推進委員 (3番) 構いません。

議長 はい、どうぞ。

推進委員 (3番) 高知新聞にゲストハウスみたいなのが新聞に載ってましたけど、その場所ですね。

議長 そのとおりです。

委員 (3番) ちよっと補足して。

今おっしゃったように6月の30日頃やったかな。高知新聞に載ってました。こ

の2つのね、2つの建物が出来ております。場所は岩改、龍河洞線の対岸って言いますか、岩改口の橋を渡ってすぐ向かい側です。そこは五百蔵の北岸線から下へダムの方へバックでずっと下りて行って、ようボートを積んで舟引っ張って川へ下りる人もおりますけど、あそこからも下りれるところで、ずっとバックで行って川へボート下ろしてここへ上げてというそういう場所になっております。魚を釣っておるとそういった場所です。以上です。

議 長

はい、有難うございました。地元の人はそのいうことはよくわかちゅうかもわかりませんが、他の人は何かわかりませんので、ただ、あの湖畔遊かね、近くにあると思います。この近くだと思います。湖畔遊もなかなか宿泊設備、立派な宿泊設備を建ててですね、営業されてますが、どういいますか、キャンプをしたりとか、この湖に杉田のダムの湖になってますので、そういうところをこう眺めるのが好きな人とかいう人がそういうところを利用するじゃないかなと思います。手続き的に前後しておりまして、ちょっと皆さん方にご理解いただくようお願いをしたいと思います、どうしても、今日、今回の会にかけておかんといかんというふうなこともありましてですね、私も事前に相談がありまして、そういうことであればいいんじゃないですかっていうことで、今日の議案に1議案に第7号として載せさせていただいたわけです。皆さん方で他にご質問が無ければですね、ここで採決したいと思いますのでよろしくをお願いをしたいと思います。ご異議ございませんかね。

———異 議 な し ———

議 長

それでは議案第7号香美市農業振興地域整備計画の変更についての諮問ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

議 長

はい、全員賛成でした。有難うございました。  
それでは第8号その他の件ということになってますが、何かありますか。

事 務 局

その他にはならないかもしれませんが、来年の3月で委員さん、推進委員さんの任期が切れます。それで今期で辞めたいとかいう話がある場合はまた事務局の方に話に来てもらうようにしてもらったら、またよろしく願います。

議 長

まあこの件につきましては3年に1回、ずっとあるわけですけども、農業委員になりたいという人がもう段々、段々少のうなってきたですね。現職の皆さん方の中にもですね、今回で辞めたいと、それから部落によっては大きな部落の中でいち小さい部落が回りでやりゆうというふうなことであつて、今回はうちの部落は終わるけど、次は次の部落へ譲るとかいうことが、慣例的というか昔からそんなふうな農業委員決めてきちゅうところがあるわけですので、これから先、年末の総会とか、部落の総会ですね、それから初寄りとかいうそういう中で次は農業委員会の委員を誰が出さあやという話が出てくると思いますので、皆さんに早い目にですね、連絡をしちよかなあいかんということで今日一応ちょっと口頭ですけど、連絡をさせていただきました。今回、今、農業委員と推進委員を2つに分けちゅういうことはですね、非常に全国の農業委員会で不満があつてですね、元のように戻せというふうなことが言われてます。そこで今回についてはうちは県内でも1番早い改選ですが、今回の改選についてはそういうことになってませんので、今まで通り、委員と推進委員とは別々になる選び方になると思いますので、将来

的にはまた農業委員1本でいくような進み方になりやあせんだろうかなと私も思いますけれども、まあひとつそういうことで今までやってきたような形でやりたいというふうになってますのでひとつよろしく願いをしたいと思います。

この件について何かご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

あのう女性の委員のことについてはですね、常に増やせ増やせと言われます。ほんで現職の人には絶対残ってもらい、もしいかんやったら誰か他の人を構えてもらわんとゆうたらおかしいですけど、そんなことになろうと思いますので、うちもう少し比率としては女性の人数を増やして欲しいということがですね、言われてますけども、最低限は今の人数を確保せなあいかんというふうに思ってます。まあひとつよろしく願い致します。

すみません、引き続いてですね、農地利用最適化推進意見交換会をですね、引き続いてやらせていただきたいと思います。

閉会 (14時10分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原 心一



署

名

人

小 松 和 登



署

名

人

藤 原 新 市

